

政策会議付議事案書 (令和5年11月14日)  
 提案課名 子育て総務課  
 報告者名 深川 やよい

事案名	秦野市小児医療費助成制度の改正について	(有) 資料 無
目的・必要性	<p>小児医療費助成事業については、医療費の一部（保険診療内の自己負担分の全額）を助成することにより、小児の健康の維持及び健全な育成に役立てることを目的に実施しています。</p> <p>本制度は、平成7年10月に0歳児を対象に開始して以降、これまで、対象年齢の拡大や所得制限の緩和など制度の見直しを行い、令和5年10月に小学生以上に対する所得制限を撤廃しました。</p> <p>少子化が進行し、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもたちが安心して医療を受けられる環境を整え、子育て支援の充実を図るため、対象年齢を高校生（18歳年度末年齢）まで拡大するとともに、事業名をこども医療費助成事業に変更するものです。</p>	
経過・検討結果	<p><b>1 現制度</b></p> <p>(1) 対象 0歳から中学生まで</p> <p>(2) 所得制限 なし</p> <p><b>2 経過及び検討結果（資料1参照）</b></p> <p><b>3 改正内容</b></p> <p>(1) 対象者の拡大 高校生（18歳年度末年齢）まで 約4,000人</p> <p>(2) 所得制限 なし</p> <p>(3) 所要額 年間約8,000万円</p> <p>※令和6年度は、10月から開始のため、半年分の約4,000万円</p> <p>(4) 名称の変更 「こども医療費助成事業」に変更</p>	
決定等を要する事項	<p>1 助成対象を高校生（18歳年度末年齢）まで拡大すること。</p> <p>2 事業名を「こども医療費助成事業」に改めること</p> <p>3 条例改正案を令和6年3月第1回定例会に提出し、施行期日を令和6年10月1日とすること。</p>	

今後の取扱い	令和5年12月～令和6年1月	社会福祉審議会への諮問
	令和6年1月	医師会、歯科医師会、薬剤師会へ説明
	3月	市議会第1回定例会に条例改正及び予算の議案を提出
	4月以降	市民への周知
	9月	医療証発送
	10月1日	改正条例及び条例施行規則の施行

令和 5 年 1 1 月 1 4 日  
 こども健康部子育て総務課

## 秦野市小児医療費助成制度の改正について

### 1 現制度

- (1) 対象 0歳から中学生まで 15,908人  
 (令和5年10月1日時点)
- (2) 所得制限 なし
- (3) 改正の経過

改正年月日	通院	入院	所得制限
平成7年10月1日	0歳児のみ	中学3年生まで	1歳児以上あり
平成11年 1月1日	1歳児まで	〃	〃
平成13年10月1日	3歳児まで	〃	〃
平成15年10月1日	4歳児まで	〃	なし
平成16年10月1日	5歳児まで	〃	〃
平成20年10月1日	6歳児まで	〃	〃
平成24年10月1日	小学4年生まで	〃	1歳児以上あり
平成28年10月1日	小学6年生まで	〃	1歳児以上あり
平成29年4月1日	小学6年生まで	〃	未就学児：なし 小学生以上：児童手当 新基準に緩和
平成31年4月1日	中学3年生まで	〃	〃
令和5年10月1日	〃	〃	小学生以上の所得制限 撤廃

### 2 全国の状況

高校生を対象とする市区町村数（通院）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施市区町村数	1,741				
自治体数	659	733	817	910	1,202
割合	37.9%	42.1%	46.9%	52.3%	69.0%

出典：こどもに係る医療費の援助についての調査（厚生労働省及びこども家庭庁）

### 3 県内各市の助成状況

対象年齢 高校生 11市  
 中学生 8市（本市含む）

#### 4 制度改正の必要性

少子化が進行し、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、子育て支援をより充実させるため、これまで見直しを重ねながら、制度を拡充してきた。

本制度は、全国の自治体が独自の取組として実施しており、対象年齢や所得制限の有無など、自治体間で差が生じている状況にある。子どもの居住地によって、受けられる医療サービスが異なることは望ましくなく、本来、全国一律の制度として実施すべきであり、国へ制度創設を要望してきた。

現在、その実現には至っていないが、物価高騰が続き、子育て世帯の負担が増加する中で、本市としても、子どもたちが社会へ羽ばたくまで健やかな成長を支援するためにも、制度の拡充を図る必要がある。

#### 5 改正内容

- (1) 対象 0歳から高校生（18歳年度末年齢）まで
- (2) 所得制限 なし
- (3) 改正時期 令和6年10月1日
- (4) 事業名 こども医療費助成事業

#### 6 改正に伴う対象者数及び経費

- (1) 対象者数 4,000人
- (2) 所得制限撤廃による所要額  
年間約8,000万円

（対象4,000人×令和5年度7～9月分ひとり親医療費助成における高校生一人当たり医療費20,000円）

#### 7 助成実績（参考）

年度	医療証交付件数 (件)	医療費助成件数 (件)	医療費助成額 (千円)	県補助金 (千円)
令和元	17,212	233,073	491,190	76,881
令和2	16,631	173,126	392,377	52,052
令和3	16,220	193,060	427,643	56,964
令和4	15,740	195,659	428,279	56,106